

平成26年8月14日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「MHAM海外好配当株ファンド」および
「MHAM海外好配当株マザーファンド」の信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「MHAM海外好配当株ファンド」（以下「当ファンド」または「ベビーファンド」といいます。）および当ファンドが投資対象とする親投資信託「MHAM海外好配当株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、信託約款の変更を予定しておりますことをご案内申し上げます。

このたびの信託約款変更について、ご異議のある場合は異議を申し立てること（反対の意思表示）ができます。ご異議のない場合は、お手続きは必要ございません。信託約款変更の内容および理由、異議申立ての方法等については、下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。

受益者の皆さまにおかれましては、今般の信託約款の変更につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更の内容について

マザーファンドの運用委託先であるスコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ（以下「SWIP」といいます。）との円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限を委託する契約（以下「運用委託契約」といいます。）を解約し、自社による運用とすべく当ファンドおよびマザーファンドの投資信託約款に記載されている運用委託に関する条項を削除します。また、当該信託約款変更を行うこととなった場合は、当ファンドの信託報酬を引下げる所要の信託約款変更を行います。信託約款変更の内容の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

2. 信託約款変更の理由について

マザーファンドにおいて、ファンドの運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限）をSWIPに委託してまいりましたが、SWIPから資本関係変更に伴う運用体制変更の一環として、運用委託契約について解約の申し出を受けました。これに伴い弊社といたしましては様々な方法を検討いたしました。弊社においても米国の運用会社であるロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー（以下「ロード・アベット社」といいます。）の投資助言※を活用し世界の好配当株に投資するファンドの自社運用を行っていることから、マザーファンドについても同様に自社運用により運用の基本方針に則った運用を安定的に行うことが可能であると判断いたしました。

※ 弊社では、ロード・アベット社と米国および欧州の市場や経済を含む調査情報等の提供を受ける投資助言契約を締結しており、米国および欧州株式への投資において参考にしております。

3. 信託約款変更手続きに関する日程について

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ①公告※ | 平成26年8月14日 |
| ②異議申立期間 | 平成26年8月14日から平成26年9月18日まで |
| ③信託約款変更届出日 | 平成26年9月25日 |
| ④信託約款変更日 | 平成26年9月26日 |
| ⑤異議申立者の買取請求期間 | 平成26年9月26日から平成26年10月15日まで |
| ⑥信託約款変更適用日 | 平成26年10月17日 |

※ 公告は、電子公告の方法により行い、次の委託者のホームページアドレスに掲載します。
<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4. ご異議申立ての方法について

(この信託約款変更にご異議がない場合、お手続きは必要ございません。)

この信託約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、みずほ投信投資顧問株式会社の下記①にてご案内の宛先に、書面（官製はがき、封書等の書式自由）に下記②の内容をご記入のうえ、ご異議をお申し立てください。（平成26年9月18日必着）

① 宛先

〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27 みずほ投信投資顧問株式会社 「MHAM海外好配当株ファンド 信託約款変更」受付係

② ご記入いただく内容

a. ファンド名	b. 住所	c. 氏名又は法人名（署名・捺印）
d. 電話番号（日中連絡先）	e. 保有口数	f. 取扱販売会社、取引店
g. 口座番号	h. 信託約款変更に対する旨	

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。

※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議の申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。保有口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください。

※ 本件の信託約款変更に対してご異議を申し立てられた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、本手続きに伴い入手した個人情報については、異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用します。

5. 信託約款変更の実施の判定について

【信託約款変更を行う場合】

この信託約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数（マザーファンドについてはご異議をお申立てのベビーファンドの信託約款にかかる受益者の受益権口数をマザーファンドにおける受益権の口数に換算します。以下同じ。）が、平成26年8月14日現在における各ファンドの信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成26年9月26日をもって信託約款の変更を行い、平成26年10月17日より適用いたします。

【信託約款変更を行わない場合】

この信託約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、平成26年8月14日現在における各ファンドの信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款変更は行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨およびその理由を、異議申立期間終了後、速やかに公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者の方に対して交付いたします。

※ 信託約款変更にかかる異議申立ての結果は、平成26年9月19日以降、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ（<http://www.mizuho-am.co.jp/>）および本書末尾に記載の、みずほ投信投資顧問株式会社の照会先にてご確認いただけます。

6. ご異議をお申立ての受益者の方の買取請求に関する手続きについて

信託約款変更をすることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、保有する受益権について、受託会社に対し買い取りを請求することができます。買取請求期間は、平成26年9月26日から平成26年10月15日までとなります。

買取請求を行った場合の買取価額は、受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額となります。なお、受益者が受領する買取代金からは、振込手数料が差し引かれます。また、買取代金の受領までには、通常のご換金請求よりも日数を要する場合があります。非課税扱いの場合を除き、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます※。

※ 税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取請求に関する書類は、異議申立期間終了後、ご異議を申し立てられた受益者の方に、あらためてみずほ投信投資顧問よりご送付いたします。

この買取請求手続きは、受益者の皆さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないものではございません。異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常どおり当ファンドの換金のお申込みを受け付けます。

ご不明な点がございましたら、下記のみずほ投信投資顧問株式会社の照会先までお問い合わせください。

みずほ投信投資顧問株式会社

〔電話番号〕 0120-324-431 ※受付時間：営業日の午前9時～午後5時

MHAM海外好配当株ファンドの信託約款変更に関するQ&A

Q1：なぜ自社運用に切り替えるのですか？

A1：当ファンドでは、マザーファンドにおいて、ファンドの運用指図に関する権限の一部をSWIPに委託してまいりましたが、SWIPから資本関係変更に伴う運用体制変更の一環として、運用委託契約について解約の申し出を受けました。

これに伴い対応を検討した結果、当該マザーファンドについて、弊社において運用の基本方針に則った運用を安定的に行うことが可能であると判断し、自社運用に切り替える信託約款変更の手続きを行うことといたしました。なお、弊社では従来より米国の運用会社であるロード・アベット社の投資助言を活用し、世界の好配当株に投資するファンドの自社運用を行っております。

弊社では、ロード・アベット社 (Lord, Abnett & Co. LLC) と米国および欧州の市場や経済を含む調査情報等の提供を受ける投資助言契約を締結しており、米国および欧州株式への投資において参考にしております。

ロード・アベット社は、1929年に設立された米国で最も歴史のある独立系運用会社の一つです。
〔運用資産：約1,389億米ドル（平成26年3月末現在）〕

Q2：自社運用に切り替わることで、ファンドの内容（商品性）に変更はありますか？

A2：ファンドの運用目標、運用の基本方針は変更いたしませんので、ファンドの内容（商品性）が変わることはありません。ただし、自社運用に切り替えることで、運用プロセスに多少の差異（銘柄スクリーニングの要件や銘柄の評価手法等の変更）は生じますので、組入銘柄は一部変更になる可能性があります。

Q3：自社運用では、どのような体制で運用を行うのですか？

A3：運用は弊社国際運用部のグローバル株式チーム（メンバー総員7名）が担当します。弊社では自社での調査・分析活動に加え、ロード・アベット社からの米国・欧州株式運用に関する包括的な投資助言も活用して銘柄選択を行い運用いたします。なお、弊社では平成17年6月から海外の好配当株に投資するファンドの自社運用を行っております。

Q4：運用はいつから自社運用に切り替わるのですか？

A4：信託約款変更が成立した場合（この信託約款変更に対し、異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、平成26年8月14日現在におけるファンドの信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、その変更が適用される平成26年10月17日から、弊社による自社運用に切り替わります。なお、信託約款変更が適用されるまでは、引き続きSWIPが運用を担当します。

Q5：何か手続きを行わなければならないのですか？

A5：この信託約款変更にご同意いただける場合（賛成の場合）は、手続きは必要ありません。一方、この信託約款変更にご異議のある場合（反対の場合）は、書面に必要事項をご記入の上、平成26年9月18日（必着）までに、弊社までご郵送ください。

以上